平成２５年（フ）第３８号
兵庫県洲本市桑間567番地　加茂アパート
債務者　久田　浩充
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
山口県下関市大字蒲生野683番地２
債務者　松永　智美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
福岡県飯塚市平恒200番地１　市営平恒本町第１住宅Ｂ棟26号、住民票上の住所福岡県飯塚市鶴三緒1462番地
債務者　梅津　伸房
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１０２号
富山市婦中町砂子田81番地273
債務者　三寶　　温
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
富山県滑川市上小泉303番地　アグリーアブル104
債務者　倉本　雅人
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
富山市婦中町長沢358番地１、前住所富山市婦中町上轡田185番地
債務者　青山真里子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
富山市豊田本町３丁目20番７―201号　グッドヒルズ豊田
債務者　中田　俊久
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目６番地11
債務者　成田あや子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２９５号
名古屋市中川区明徳町２丁目７番地　パストラルハイム明徳２番館401号
債務者　永井　　学
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
青森県八戸市大字新井田字石動木平２番地６、前住所東京都北区昭和町２丁目１番５―402号　サンライズコーポ
債務者　加藤　圭一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１９７６号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目22番16号
債務者　加納　正美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２９号
大阪市西成区岸里東１丁目６番25号　マンションベアー207号
債務者　加山　義則
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５７号
大阪府東大阪市衣摺４丁目30番２号
債務者　尾下三千也
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８０号
東京都葛飾区亀有３丁目17番３―901号　エルフレア亀有、申立時の住所大阪市中央区糸屋町１丁目１番６―1404号
債務者　平岡久美子（旧姓尾家）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９０号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―1402号
債務者　稲掛多鶴子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７９号
大阪市都島区大東町２丁目14番３号
債務者　稲本カツ子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４３号
大阪市城東区中央３丁目１番22号　北１号室、住民票上の住所大阪市城東区中央３丁目１番24号
債務者　阪口　比奈
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部